

鳥取県営東山水泳場自動販売機設置事業者募集要項

令和6年2月

鳥取県営東山水泳場

## 1 目的

この要項は鳥取県営東山水泳場の自動販売機による清涼飲料水ならびにアイスクリームの販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

## 2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」、別紙2「設置条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

### (1) 提案書

ア 提案書（様式第1号）

イ 設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面

設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

(2) 設置自動販売機及び清涼飲料水ならびにアイスクリームのパンフレット

(3) 提案書の、7 社会貢献に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

(4) 会社の概要

(5) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類

(6) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(7) 納税証明書

提案書の提出日前3か月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

## 3 鳥取県営東山水泳場自動販売機設置事業者選定審査会等

(1) 審査委員は次のとおり

鳥取県営東山水泳場 館長、副館長、指導部長

(2) 公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。

## 4 その他留意事項

(1) 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後の問合せには応じない。

(4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

(5) 提出された書類や審査結果は、一般財団法人鳥取県水泳連盟情報公開規定に基づき開示することがある。

(6) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

## 自動販売機設置事業者募集に係る条件等

### 1 概要

#### (1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水ならびにアイスクリーム自動販売機

#### (2) 設置場所（別添1-1および1-2参照）

県内業者の競争及び窓口を広げ多数の業者に設置していただくため、1箇所につき2台までの提案とする。（例：3台設置予定箇所に1業者2台までの提案することを認める。）

館内1階ホール 3台

玄関横 1台（アイスクリーム）

館外ハートフル駐車場横 2台

（それぞれ設置する場所については審査による得点上位者から順に場所を特定するものとする。）

### 2 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

### 3 設置面積

(1) 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積とする。

(2) 設置面積は、自動販売機設置事業者選定後に協議し、決定する。

### 4 取扱料等

#### (1) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額小計に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

#### (2) 電気料金

自動販売機の運転に電気料金が必要となる。各自動販売機に個別メーターを設置すること。

#### (4) 取扱手数料の納付

取扱手数料は、ひと月毎に別に定める自動販売機売上報告書により報告し、指定する期日までに納付しなければならない。

#### (5) 電気料金の納付

電気料金は、水泳場が個別メーターにより検針した額を請求し、指定する期日までに納付しなければならない。

## 設置条件

### 1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和6年4月1日に自動販売機を設置すること。

### 2 水泳場への出入り

自動販売機への清涼飲料水ならびにアイスクリームの補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、建物内へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用し、来館者入退場簿に記入しなければならない。

### 3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用  
子メーターは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。
- (3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

### 4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

### 5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

### 6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、体育館又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

### 7 改善の要求

体育館は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不相当であるとき。

### 8 法令、諸規則の遵守等

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、体育館管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、地震等による転倒を防止するため、原則としてJIS規格「JIS B 8562：1996 自動販売機据付基準」及び清涼飲料自販機協議会作成「自動販売機据付基準」を順守すること。

### 9 権利譲渡等の禁止

事業者は、書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。